

大阪市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、次に掲げる規定に定めるところによる。

- (1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「設備運営基準」という。）第1条から第8条まで、第9条第1項、第11条から第22条まで（第11条第4項第1号イを除く。）、第23条第1項及び第24条から第31条まで並びに附則第2条、第3条第1項（設備運営基準第11条第4項第1号ハ及び第55条第4項第1号ハに係る部分に限る。）、第4条及び第6条から第8条まで
- (2) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第107号）附則第2条第2項及び第3条
- (3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）附則第9条

(記録の整備)

第4条 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する設備運営基準第9条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該処遇を行った日から5年間保存しなければならない。

(居室の定員)

第5条 特別養護老人ホームの1の居室の定員は、4人以下とする。

(施設長の責務)

第6条 特別養護老人ホームの施設長は、第3条に定める基準のうち、設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条まで及び第24条から第31条までに係る部分並びに第4条の規定を職員に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第7条 第3条から前条まで(第3条中設備運営基準第1条及び第12条並びに附則に係る部分並びに第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム(設備運営基準第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、設備運営基準第32条から第41条まで並びに設備運営基準第42条において準用する設備運営基準第3条から第6条まで、第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条まで、第23条第1項及び第26条から第31条までに定めるところによる。

2 第4条及び前条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項各号」とあるのは「第42条において読み替えて準用する設備運営基準第9条第2項各号」と、前条中「第3条」とあるのは「第7条第1項」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条まで及び第24条から第31条」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに設備運営基準第42条において準用する設備運営基準第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条まで及び第26条から第31条」と、「第4条」とあるのは「第7条第2項において読み替えて準用する第4条」と読み替えるものとする。

(地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第 8 条 第 3 条から前条まで (第 3 条中設備運営基準第 1 条及び附則に係る部分並びに第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる規定に係る部分を除く。) の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム (設備運営基準第 12 条第 7 項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。) の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、設備運営基準第 54 条から第 58 条まで (第 55 条第 4 項第 1 号イを除く。) 並びに設備運営基準第 59 条において準用する設備運営基準第 2 条から第 8 条まで、第 9 条第 1 項、第 12 条の 2 から第 15 条まで、第 17 条から第 22 条まで、第 23 条第 1 項、第 24 条から第 29 条まで及び第 31 条に定めるところによる。

2 第 4 条から第 6 条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第 4 条中「第 9 条第 2 項各号」とあるのは「第 59 条において読み替えて準用する設備運営基準第 9 条第 2 項各号」と、第 6 条中「第 3 条」とあるのは「第 8 条第 1 項」と、「第 7 条、第 8 条、第 9 条第 1 項、第 12 条の 2 から第 22 条まで及び第 24 条から第 31 条まで」とあるのは「第 57 条及び第 58 条並びに設備運営基準第 59 条において準用する設備運営基準第 7 条、第 8 条、第 9 条第 1 項、第 12 条の 2 から第 15 条まで、第 17 条から第 22 条まで、第 24 条から第 29 条まで及び第 31 条」と、「第 4 条」とあるのは「第 8 条第 2 項において読み替えて準用する第 4 条」と読み替えるものとする。

(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第 9 条 第 3 条から前条まで (第 3 条中設備運営基準第 1 条及び附則に係る部分並びに第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる規定に係る部分並びに前条第 1 項中設備運営基準第 56 条に係る部分を除く。) の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム (設備運営基準第 60 条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。) の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、設備運営基準第 60 条から第 62 条まで並びに設備運営基準第 63 条において準用する設備運営基準第 3 条から第 6 条まで、第 8 条、第 9 条第 1 項、第 12 条の 2 から

第14条まで、第18条、第20条から第22条まで、第23条第1項、第26条から第29条まで、第31条、第33条、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第58条に定めるところによる。

- 2 第4条及び第6条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項各号」とあるのは「第63条において読み替えて準用する設備運営基準第9条第2項各号」と、第6条中「第3条」とあるのは「第9条第1項」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条まで及び第24条から第31条まで」とあるのは「第62条並びに設備運営基準第63条において準用する設備運営基準第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条まで、第26条から第29条まで、第31条、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第58条」と、「第4条」とあるのは「第9条第2項において読み替えて準用する第4条」と読み替えるものとする。

(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第10条 設備運営基準（設備運営基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している特別養護老人ホームが当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物のうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において設備運営基準附則第3条第1項の規定の適用を受けていたもの（施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第5条（第8条第2項において準用する場合を含む。以下

この項において同じ。)の規定を適用する場合においては、第5条中「4人」とあるのは「原則として4人」とする。

3 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホームのうち、施行日の前日において設備運営基準附則第3条第2項の規定の適用を受けていたものについて前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として4人」とあるのは「8人」とする。

4 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホームのうち、施行日の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）附則第6条第1項の規定の適用を受けていたものについては、同項に定めるところによる。ただし、記録の保存期間及びこれに係る施設長の指揮命令については、第4条及び第6条の規定の例によるものとする。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

老人福祉法に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

老人福祉法（抄）

（施設の基準）

第17条 都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 - 3 省 略